

令和5年度立山町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、立山町の全ての行政組織とする。

4 調達物品等および目標

障害者就労施設等から調達する物品等および目標は、下記のとおりとする。

区 分	調達等目標額
物品等	1,400,000 円

(参考)

令和4年度調達実績

	内 容	金 額
役務	リサイクル業務、清掃業務	1,319,500 円

5 推進の方法

- (1) 各所属が調達を円滑に進めることができるよう、健康福祉課は、障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各所属に提供する。
- (2) この方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要について、毎年度終了後にとりまとめ、公表する。

6 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉課とする。

7 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等の物品の販売や町および関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保および町民等への PR 推進にも努めることとする。